

よくある質問

保税製造

関税法のセクション65、1962

1. 保税倉庫での製造やその他の業務に応募できるのは誰ですか？

以下の者は、保税倉庫での製造およびその他の業務に申請する資格があります- 2016年の民間倉庫免許規則に従って、税関法第58条に基づいて倉庫の免許を付与された人。人はまた、法第65条に基づく倉庫での製造またはその他の業務を行う許可とともに、第58条に基づく倉庫の免許の複合申請を行うことができます。言及される人物は、インド国民またはインドで設立または登録された団体である必要があります。

2. 国内市場で販売される商品の製造のみを行っている工場は、保税倉庫での製造およびその他の業務に申請する資格がありますか？

保税倉庫での製造およびその他の操業の工場の適格性は、最終製品が国内市場で販売されるか、輸出されるかには依存しません。国内市場での完成品の販売に量的な制限はありません。どの工場も、輸入時に関税を前払いせずに商品を輸入し、資本財または投入物として倉庫に預ける場合は、関税法第58条に基づく免許と第65条に基づく許可を利用できます。さらなる処理。